

総務委員会資料

議案第 177 号

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定について

資 料 「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」
の改正（案）等のパブリックコメント手続の実施結果について

経済労働局

平成 28 年 11 月 24 日

「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正（案）等のパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年度から施行されたことを踏まえ、「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の一部改正等を行います。

具体的には、新しい法規定に従い農業委員の定数を条例で定めます。

また、農地利用の最適化の推進のために新設する農地利用最適化推進委員の定数についても、基準に従い条例で定めます。

さらに農業委員の選出方法が、選挙制と市長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする市長の任命制のみへと改正されたことに伴い、任命過程の公正性及び透明性を確保するため、附属機関「(仮称) 農業委員評価委員会」を新設します。

これらの改正等について、市民の皆様からの御意見を募集いたしました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を、次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

条例名称	「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正（案）等
意見の募集期間	平成28年9月1日（木）から平成28年9月30日（金）まで
意見の閲覧場所	川崎市ホームページ、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送または持参
結果の公表方法	・川崎市ホームページへの掲載 ・かわさき情報プラザ及び各区役所での資料設置

3 結果について

パブリックコメント手続で寄せられた意見

意見提出数（意見件数）	6通（18件）
内訳：電子メール	0通（0件）
ファックス	5通（9件）
郵送	0通（0件）
持参	1通（9件）

4 御意見の内容と対応

今回提出された御意見につきましては、その趣旨が概ね条例の改正（案）に反映されている

御意見等や、改正（案）の内容を説明・確認するものであったことから、御意見の趣旨を踏まえ、「川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の改正（案）等に沿って条例案を作成します。

（１）御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに改正（案）に反映するもの
- B 改正（案）の趣旨に沿った御意見であり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の条例改正を進めていく中で参考とするもの
- D 改正（案）に対する要望・質問等であり、内容を説明・確認するもの
- E その他の御意見

（２）御意見の件数と対応区分

項 目	件 数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
① 制度改正全般について	5件	0	4	0	1	0
② 農業委員及び農地利用最適化推進委員（推進委員）について	3件	0	3	0	0	0
③ 農業委員について	6件	0	4	0	2	0
④ 農地利用最適化推進委員（推進委員）について	2件	0	1	0	1	0
⑤ その他（認定農業者制度について）	2件	0	0	0	0	2
合 計	18件	0	12	0	4	2

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
①制度改正全般について			
1	農地利用の最適化を具体的にどのように進めるかが課題である。	<p>改正された「農業委員会等に関する法律」では、「農地利用の最適化」が農業委員会の必須事務と位置づけられ、「主たる使命」とされました。本市におきましても、平成29年7月からの新制度の下で、この取組を一層強化してまいりたいと考えております。</p> <p>具体的には、農業委員とは別に、担当区域において、農地を農業の「担い手」へ集めながら、耕作放棄地の発生を防止・解消して、同時に新規の農業参入を促進する農地利用最適化推進委員を新設し、現場活動を中心に取組を進めてまいります。</p>	B
2	制度改正を機に、遊休農地解消と生産量の増加を望む。	<p>「農地利用の最適化」とは、農地を農業の「担い手」へ集めながら、耕作放棄地の発生を防止・解消して、同時に新規の農業参入を促進することです。この取組により、農産物の生産拡大を図ることが可能であると考えております。</p>	B
3	今回の制度改正について、農業振興地域の土地所有者の理解が必要である。	<p>市内4か所（早野・黒川上・黒川東・岡上）にある農業振興地域は、市内農業振興にとって重要な位置づけとなっております。</p> <p>農業委員会制度改正の趣旨について、農業委員及び農地利用最適化推進委員の現場活動等を通じて、これらの地域の農業者の理解を得られるよう、周知してまいりたいと考えております。</p>	B
4	農家の根強い権利意識と他人へ迷惑をかけたくないとの感情から、農	<p>農地の集約など、農地利用の最適化の推進のためには、土地所有者と農業</p>	B

	地集約を進めていくのは難しいと思う。	委員会との信頼関係の構築が不可欠であり、信頼構築のためには新制度の下、農業委員会内に新設される担当区域の推進委員を中心に現場活動を強化してまいりたいと考えております。	
5	制度改正による事務量増加に見合った事務局（市職員）の増員を図ることが必要である。	業務量に見合った適正な人員配置に努めてまいります。	D
②農業委員及び農地利用最適化推進委員（推進委員）について			
1	地元を理解している人を任命すること。農家にとって、耕作できない悩みなどは、そういう人に対してでないと話せないと思う。	「農業委員会等に関する法律」の規定では、農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者となっており、また推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者となっております。 このような法律上の要件を踏まえまして、本市といたしましても、農業委員の任命及び推進委員の委嘱につきましては、地域の実情の理解も選考の基準になるものと考えております。	B
2	各地区の農地面積に応じて人数配分できれば、各人の負担も多少軽減すると思う。	「農業委員会等に関する法律」の規定では、農業委員・推進委員ともに、上限数については農地面積等を根拠としております。 各人の負担配分につきましても農地面積等を考慮して定めてまいりたいと考えております。	B
3	新制度の下では、農業委員と推進委員の役割分担が示されているが、両者の事案案件の把握と理解がしにくくなるおそれがある。お互いの連携と情報の共有化を図ることが必要である。	主な役割として、農業委員は協議により組織としての意思決定を行い、推進委員は担当区域における現場活動を行うことになっております。 農地利用の最適化の推進という同一の目標のため、指針づくりをはじめ、	B

		農業委員会総会への出席や現地調査等の活動を共に行うことで、両者の連携や情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。	
③農業委員について			
1	農業委員には農業に関する知見のある人を任命すべきだと思う。	「農業委員会等に関する法律」の規定では、農業委員は農業に関する識見を有する者のうちから任命することとなっておりますので、この趣旨を踏まえて対応してまいります。	B
2	農業委員が25人から14人になることで議論がしやすくなると思う。	委員定数を現行の半分程度とした「農業委員会等に関する法律」の改正趣旨は、農業委員会を機動的に開催できるようにするためであることから、本市においてもその趣旨を踏まえ定数を定めてまいりたいと考えております。	B
3	応募者について、推薦の場合はよいが、公募の場合は適任者であるか、しっかりした審査が必要である。	応募者につきましては、推薦・公募を問わず、新設される市長の附属機関（(仮称)農業委員評価委員会）へ諮り、外部の委員3人（学識経験者・農業に関する識見を有する者・その他関係団体から推薦された者）により、農業に関する識見、職務遂行能力、認定農業者等の資格の有無、応募理由、総体的評価などを基準に、適性に関する審査等を行い、市長へ報告することとしております。	B
4	中立委員（農業者以外の者で、中立的な立場で公正な判断をすることができる者）は農業に関してよく理解している人が担うべきである。	中立委員につきましては、「農業委員会等に関する法律」の規定において、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者となっております。農業委員として、農業に関する識見を有する者であることが前提条件であると考えております。	B

5	原則として過半数を認定農業者とするとのことだが、農家の間では認定農業者かどうかということはあまり話題にならない。過半数を認定農業者でなければならない理由を明確にすること。	「農業委員会等に関する法律」では、認定農業者のような農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に的確に反映されるようにするため、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとされております。	D
6	過半数が認定農業者となると、認定農業者が市内の農地情報を一般市民より早く得やすくなるのではないかと。情報管理について市はどう対応するのか。	「農業委員会等に関する法律」の規定では、農業委員・推進委員ともに秘密保持義務があります。また、農業委員は自己や親族等に関する事項についてはその議事に参与することができないこととなっております。本市としては、これらの運用を適切に図るなど、情報等の適正管理に努めてまいりたいと考えております。	D
④農地利用最適化推進委員（推進委員）について			
1	市内農業の現状から考えると推進委員の数は6人では少ないのではないかと。また常勤扱いの体制が必要であると思う。	「農業委員会等に関する法律」の規定では、農地面積100haあたり1人（端数切り上げ）となっており、本市の農地面積が580haであることから、委員定数の上限は6人となっております。また、身分につきましても同法の規定により、非常勤職員となっております。 本市においても事務の効率化や適正な役割分担等の中で、農地利用の最適化を推進してまいります。	B
2	川崎市民でないと、現場活動を実施するうえで支障をきたすのではないかと。	推進委員は、市内在住であることは条件とはなっておりませんが、「農業委員会等に関する法律」で規定される、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者かどうかを基準に、委員を委嘱することとしております。 また担当区域について熟知している	D

		といった点も選考の基準になるものと考えております。	
⑤ その他（認定農業者制度について）			
1	認定農業者への認定のハードルは高いと思う。市民への「農」のアピール活動や潤いのある空間としての農地の維持管理についても認定にあたっては評価すべきである。	いただいた御意見は本条例改正（案）が所管する対象とはなりませんが、御意見につきましては、認定農業者を確保・支援する取組を推進してまいりたいと考えております。	E
2	認定農業者のメリットが少ない。	いただいた御意見は本条例改正（案）が所管する対象とはなりませんが、御意見につきましては、本年度から開始した「農業担い手経営高度化支援事業」による農家の生産財への投資支援や、農業経営改善計画達成に向けたコンサルティング支援など、認定農業者のメリット拡充の取組を推進してまいりたいと考えております。	E

5 お問い合わせ

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7 2階
電話：044-860-2461 FAX：044-860-2464